

## 長野市スポーツを基幹産業としたまちづくり検討調査業務委託 仕様書

### 1 業務名

長野市スポーツを基幹産業としたまちづくり検討調査業務委託

### 2 業務の目的

当市では、未来の経済基盤を確かなものにするために新産業創造に向けた取組を進めている。スポーツ分野では、第三次長野市スポーツ推進計画に基づき、「スポーツを軸としたまちづくり」を推進しているところであるが、少子高齢化やインフラの老朽化をはじめとしたさまざまな課題が深刻化している。課題の一つとして、市内には、1998年に開催されたオリンピック・パラリンピック冬季競技大会で使用された各スポーツ施設が長野駅から車で30分圏内と比較的コンパクトなエリアの中に点在しているほか、4つの地域密着型プロスポーツチームが、市と共に「ホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョン」を共通の目標として各施策に取り組んでいるところであるが、それらの価値を十分に生かし切れていないことも挙げられる。

このような状況の中、スポーツ分野をはじめとする地域の課題を解決しつつ、当市の経済基盤を強化していくためには、オリンピック開催都市として当市が大きな強みを持つスポーツを軸に他分野とも連携させながら、成長産業・基幹産業化に向けて、中長期的な視点から戦略的に取り組むことが必要かつ有効であると考えられる。

本業務は、第三次長野市スポーツ推進計画及びホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョンの進捗状況を把握し、新たに産業的な観点も含めて調査・研究するとともに、その結果を踏まえ、「スポーツを基幹産業としたまちづくり」に向けて、まちの未来像、基本方針や実施すべき施策などの検討を行い、スポーツ振興と新たな産業の創出につなげていくことを目的とする。

### 3 業務履行場所

長野市内

### 4 業務履行期間

契約を締結した日から令和6年2月29日までとする。

### 5 業務の内容

業務の目的を踏まえて、以下の内容について調査・提案すること。

- (1) 第五次長野市総合計画後期基本計画（令和4～8年度）におけるスポーツに関わる観点と網羅的・構造的な整理及び進捗状況を検証し、課題を抽出すること。
- (2) 第三次長野市スポーツ推進計画（令和4～8年度）及びホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョンの内容、進捗状況を検証し、課題を抽出すること。
- (3) 以下のスポーツ及び関連産業を取り巻く環境調査を実施し、その結果を分析すること。  
なお、調査手法や調査項目、調査対象等について提案すること。

- ア スポーツ及び関連産業に関する動向（国内外の先進事例調査等）
  - イ スポーツを基幹産業化し事業を進めていく上での当市の強み・弱み等の内部環境（資源等）
- (4) 上記(1)～(3)の調査結果を踏まえ、「スポーツを基幹産業としたまちづくり」に向けて、まちの未来像、基本方針及び実施すべき施策について提案すること。

## 6 打合せ及び実施状況の報告

- ・受託者は、業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、当市と定期的に打合せを実施するものとする。なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議のうえ決定するものとする。
- ・受託者は、市から請求があったときは、業務の進捗状況等について報告するものとする。

## 7 成果物等

受託者は、令和6年2月29日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(4)の書類を、印刷物（A4カラー両面）4部および電子データで提出すること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 調査報告書
- (3) 施策等提案書
- (4) その他、双方協議の上で定める書類

## 8 業務履行に当たっての留意事項

### (1) 再委託の禁止

- ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

### (2) 守秘義務

- ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (3) 著作権の取扱い

- ア 本業務により新たに発生した著作権は、当市に帰属するものとし、当市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有し

ていた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 その他

(1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに市と協議し、その指示を受けることとする。

(2) 本仕様に記載のない事項は、市と受託者との協議の上、決定することとする。